

根室市教育委員会規則第11号

根室市立学校通学区域規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月23日

根室市教育委員会
教育長 波岸克泰

令和 7 年 10 月 23 日
根室市教育委員会規則第 11 号

根室市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

根室市立学校通学区域規則（昭和 36 年 3 月 10 日教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（就学校の指定）

第 5 条の 2 前 3 条の規定にかかわらず、学校のうち、教育委員会が認めたものに限り、別に定めるところにより通学区域外の学校を指定することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。